

甲賀市で働く市民の奨学金返還を支援

市内企業・事業所の人材確保を図るため、奨学金を返還しながら市内企業・事業所で働く市民の奨学金返還を最大5年間支援します。 ※支援を受けるには、認定申請の手続きが必要です。

対象者 市内の企業・事業所に就職予定の市民（転入予定を含む）。 ※公務員など支援対象にならない就職先があります。

支援金額 支援金額 返還額の75%（上限20万円/年）。

ただし、次の①または②に雇用される場合は100%（上限20万円/年）。5年間（60カ月）で最大100万円まで

①イクボス宣言企業など働きやすい職場づくりを推進している企業 ②小規模企業者、個人事業主

認定申請の提出期限（1次締切） 10月31日（火）

問合せ 商工労政課 TEL69-2188 FAX63-4087

市ホームページ▶



獣害を減らすため、狩猟免許の取得を支援

獣害を減らすため、市では狩猟免許の取得や猟具購入にかかる経費を助成し、狩猟者育成に努めています。免許取得をお考えの方は、本補助制度をご活用ください。

市ホームページ▶

○市補助制度の概要

(1) 狩猟免許取得にかかる補助

対象 試験手数料及び滋賀県猟友会が開催する事前講習会の受講料等 **限度額** 2万円/人

(2) 法定猟具等購入にかかる補助

対象 狩猟免許保有者が猟具等を購入もしくは製作する経費の2分の1 **限度額** 銃器 20万円/人・年、わな等 10万円/人・年、捕獲通報装置（餌付け装置含む）6万円/人・年、遠隔捕獲機器または自動捕獲機器 30万円/人・年（いずれも予算の範囲内）

問合せ ・補助制度について

林業振興課 獣害対策室 TEL0748-69-2194

・受験手続きについて

滋賀県甲賀森林整備事務所 TEL0748-63-6116

○狩猟免許フロー

(1) 狩猟免許（網・わな・銃）を取得

試験会場 東近江市あかね文化ホール

狩猟免許試験日程（令和5年度）

	試験日	申込期間
第2回	8月27日(日)	7月4日(火)～ 7月14日(金)
第3回	11月17日(金)	10月2日(月)～ 10月13日(金)

(2) 猟具を所持

銃猟免許の場合

銃刀法に基づく銃砲所持許可証→猟銃購入

網・わな猟免許の場合 法定猟具等の購入または製作

(3) 狩猟者登録など

猟を行う都道府県への狩猟者登録、狩猟税の納付 など



大原貯水池周辺（甲賀町神地先）の自然環境整備が完了

令和4年度に鈴鹿国定公園内の大原貯水池周辺の遊歩道などを再整備しました。

サクラやモミジなど四季を感じる樹木の植栽や市民の健康増進・森林浴の場となる遊歩道の整備、さらには心安らぐ休憩の場に東屋の建築など、森林空間を生かした環境整備を行いました。

ぜひ豊かな森林とふれあい、甲賀市の自然を体感してください。

問合せ 林業振興課 林業振興係

TEL69-2197 FAX63-4592

市ホームページ▶



新型コロナウイルス感染症関連情報

5類移行による対応について

5月8日（月）から新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類に移行されました。そのことにより、感染した場合の対応が次のとおりに変更されています。

○外出自粛要請・療養期間

・感染症法上に基づく外出自粛はなくなり、外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねられます。

・コロナ患者の療養期間は発症日を0日目として5日間、かつ症状軽快から24時間経過するまでの間の外出自粛が推奨されます。

○濃厚接触者について

新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはなく、法律に基づく外出自粛は求められません。

5類移行による変更については市ホームページをご覧ください。

市ホームページ▶



問合せ 新型コロナウイルス感染症対策室相談センター TEL69-2154

予約なし接種のご案内

令和5年春開始接種の集団接種会場【西友水口店】において予約なし接種を実施しています。事前に予定が立てにくい方や急に予定外の時間ができた方はご利用ください。

6月の接種スケジュール
はこちら▶



※事前に予約いただいた方への接種を優先しますので、ワクチンの準備の都合上、接種できない場合があります。
※接種券一体型予診票・本人確認書類等をお忘れの場合は接種できませんので必ずご持参ください。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した補助事業

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施する事業です。

◆省エネ家電製品購入補助金

省エネ家電製品（エアコン）の買い替えに係る費用を補助します。1世帯1台に限ります。

対象製品 市内の店舗で購入した省エネラベル★2以上の新品のエアコン

補助金額	購入額（税抜）	金額
	15万円以上	3万円
	10万円以上15万円未満	2万円
	10万円未満	1万円

※75歳以上の方のみの世帯又は住民税非課税世帯は2万円を加算

対象者 甲賀市に住居登録がある方で、自ら居住する市内の住宅のエアコンを買い替える方（新設は対象外）。

申込期間 6月1日（木）～12月28日（木）

（ただし、予算額に達した場合は受付を終了します。）

※申請方法等、詳細は市ホームページをご覧ください。

市ホームページ▶

問合せ 環境未来都市推進室

TEL69-2156 FAX63-4582



◆中小企業対象 業務改善サポート補助金

エネルギー価格・物価高騰の状況の中、生産性向上に取り組むため、国の「業務改善助成金」を活用される市内中小企業に対し、申請手続きに係る費用*を補助します。 ※社会福祉労務士報酬費用等

補助申請できる者

- ①中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者であること
- ②市内に事業場を設置し、設備投資を行い、かつ労働者に対し賃金引き上げを行う事業者
- ③国の「業務改善助成金」の交付申請を行い、交付決定の通知を受けた事業者
- ④市税を滞納していない事業者

補助金の額 補助対象経費の10/10（上限は業務改善助成金の交付額の20%） ※申請方法等、詳細は市ホームページをご覧ください。

問合せ 商工労政課 商工労政係

TEL69-2188 FAX63-4087

